

## つがる市民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、市内への定住を促進するため、つがる市内に子育て世帯又は夫婦世帯等向けの民間賃貸住宅を建設する個人又は法人に対し、予算の範囲内において助成するつがる市民間賃貸住宅建設支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、つがる市補助金等の交付に関する規則（平成17年つがる市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者及び補助金の交付を受ける者をいう。
- (2) 新築 建築物のない土地（既存の建築物（賃貸住宅を除く。）を解体撤去した土地を含む。）に新たに建築物を造り、当該建築物の表示登記を完了することをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 市内に新築される賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅又は長屋であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びつがる市民間賃貸住宅建設補助金整備基準（別記1。以下「整備基準」という。）の基準に適合するものをいう。
- (4) 施工業者 民間賃貸住宅を建設する建設業者（個人事業者を含む。）をいう。

(補助対象者)

**第3条** 申請者は、市内に民間賃貸住宅を建設する個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) つがる市内に住所を有する個人又は本店を有する法人であること。
- (2) 建設する民間賃貸住宅が、自己若しくは自己の2親等以内の親族又は法人にあってはその役員を入居させるものでないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 公共工事等に伴う移転補償で民間賃貸住宅を建設する者でないこと。
- (5) 民間賃貸住宅の建設に関し、他の公的補助制度による補助金を受領していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。

(7) この告示に基づく補助金の交付を本人及びその同居世帯員が受けたことがないこと。

(8) 建設工事は、市内に本店又は事業所を有する施工業者により行うこと。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、建設する民間賃貸住宅の戸数に次の表に掲げるそれぞれの賃貸住戸の区分に応じた補助額を乗じて得た額とする。ただし、1申請あたりの補助金の上限額を1,900万円とする。

賃貸住戸の区分 (住戸専有面積)	補助額
1LDK (40~49㎡)	180万円
1LDK又は2LDK (50~59㎡)	230万円
2LDK以上 (60㎡以上)	290万円

(交付申請)

**第5条** 申請者は、当該補助金に係る補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 民間賃貸住宅建設支援事業補助金調書(様式第2号)

(2) 付近見取図 方位、道路及び目標となる建築物等がわかるもの

(3) 配置図 敷地境界、敷地に接する道路の位置及び幅員、駐車場の位置、物置の位置等がわかるもの

(4) 各階平面図 間取り及び各室の用途がわかるもの

(5) 求積図 敷地面積、建築面積及び床面積(住戸専有面積が確認できるもの)がわかるもの

(6) 立面図 外壁、開口部、ひさし、屋根の位置及び形状がわかるもの(4面)

(7) 現況写真

(8) 工事見積書の写し(申請者が建設業者の場合は、工事費の明細が分かる書類)

(9) 市税に滞納がないことを確認できる書類

(10) 市内に本店又は事業所を有する建設業者が当該工事を施工することが確認できる書類

(11) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による確認済証の写し

(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条の規定により通知された適合判定通知書の写し

(13) 整備基準を満たすことを確認できるもの

(14) その他市長が必要と認める書類

2 申請は、民間賃貸住宅の建設工事の着工前に行わなければならない。

3 同一申請者による当該補助金の申請は1年度につき1回を限度とする。

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当である事業計画と認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(工事着工)

**第7条** 申請者は、前条の規定による決定を受けた事業計画の工事に着工しようとするときは、事業計画工事着工届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

**第8条** 申請者は、事業計画を変更しようとするときは、変更の生じた日から14日以内に事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定により事業計画変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、申請者に事業計画変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業計画の中止)

**第9条** 申請者は、第6条の規定による交付決定の通知があった日以後において、事業計画を中止しようとするときは、事業計画中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第10条** 申請者は、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は事業完了の日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(2) 住宅の登記事項証明書

(3) 工事請負契約書の写し（申請者が建設施工業者の場合は、工事費の明細を証する書類）

(4) 住宅瑕疵担保責任保険の保険付保証明書の写し

(5) 配置図

(6) 各階平面図

(7) 求積図

- (8) 立面図
- (9) 工事写真及び完成写真
- (10) その他市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定等)

**第11条** 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、書類等を審査し、必要に応じて申請者、施工業者等に報告を求め、又は現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を確定し、申請者に対し補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定通知を受けた申請者は、補助金請求書（様式第10号）を提出し、市長に補助金を請求することができる。  
(補助金の交付取消)

**第12条** 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消し、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定により事業計画中止届が提出されたとき。
- (3) 事業計画と異なる建設工事を行ったとき。
- (4) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間に、当該住宅の所有権を移転したとき。ただし、個人にあっては相続、法人にあっては合併等による本店の移転等のやむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- (5) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間に、当該住宅の用途を変更し、又は取壊し等により民間賃貸住宅の要件を欠いたとき。
- (6) 交付決定を受けた日以後において、第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- (7) 認定の通知があった日から3月以内に認定計画の事業に着手しないとき。
- (8) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令若しくはこの告示に違反したとき。

(補助金等の返還)

**第13条** 市長は、申請者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた申請者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

- 3 前2項に規定する返還の請求及び期限については、補助金返還命令書（様式第12号）により通知するものとする。

(補則)

**第14条** この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効等)

2 この告示は、令和11年3月31日限りその効力を失う。

3 第12条及び第13条の規定は、前項の規定によるこの告示の失効後もなおその効力を有する。